

有害物質等に関する環境法令の規制等について

1 水道法

(目的)

- 水道の布設及び管理を適正かつ合理的ならしめるとともに、水道を計画的に整備し、及び水道事業を保護育成することによって、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することを目的としている。

(規制の概要)

- 水道により供給される水は、次の各号に掲げる要件を備えるものでなければならない。
 - ・ 病原生物に汚染され、又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を含むものでないこと。
 - ・ シアン、水銀その他の有毒物質を含まないこと。
 - ・ 銅、鉄、弗素、フェノールその他の物質をその許容量をこえて含まないこと。
 - ・ 異常な酸性又はアルカリ性を呈しないこと。
 - ・ 異常な臭味がないこと。ただし、消毒による臭味を除く。
 - ・ 外観は、ほとんど無色透明であること。
- 水質基準に関して必要な事項は、厚生労働省令で定める。

(規制等の内容)

- ・ 水質基準に関する厚生労働省令で定める 50 項目が対象となる。

項目	基準
一般細菌	1mlの検水で形成される集落数が100以下
大腸菌	検出されないこと
カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下
水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下
セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下
鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下
ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下
六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.05mg/L以下
シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下
フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下
ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

項目	基準
シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
ベンゼン	0.01mg/L以下
塩素酸	0.6mg/L以下
クロロ酢酸	0.02mg/L以下
クロロホルム	0.06mg/L以下
ジクロロ酢酸	0.04mg/L以下
ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下
臭素酸	0.01mg/L以下
総トリハロメタン	0.1mg/L以下
トリクロロ酢酸	0.2mg/L以下
ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下
ブロモホルム	0.09mg/L以下
ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下
亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下
アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下
鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下
銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下
ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下
マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下
塩化物イオン	200mg/L以下
カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下
蒸発残留物	500mg/L以下
陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下
ジェオスミン	0.00001mg/L以下
2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下
非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下
フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	3mg/L以下
pH値	5.8以上8.6以下
味	異常でないこと
臭気	異常でないこと
色度	5度以下
濁度	2度以下

2 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律

(法の目的)

- 水道原水の水質の保全に資する事業の実施を促進する措置を講ずることにより、安全かつ良質な水道水の供給を確保し、もって公衆衛生の向上及び生活環境の改善に寄与することを目的としている。

(概要)

- 主務大臣は、水道原水の水質の保全を図るための水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。
- 基本方針においては、次に掲げる事項につき、都道府県計画及び河川管理者事業計画の指針となるべきものを定める。
 - ・ 水道原水水質保全事業の実施の促進に関する基本的な事項
 - ・ 水道原水水質保全事業の内容に関する事項
 - ・ 水道原水水質保全事業の実施区域に関する事項
 - ・ 水道原水水質保全事業に係る水道事業者の費用の負担に関する事項
 - ・ その他水道原水水質保全事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(水道事業者等の要請等)

- 水道事業者は、水道原水の水質の汚濁によりその供給する水道水が水道法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるおそれがある場合において、当該水道原水の水質の汚濁の状況に応じた措置を講ずることが困難であるときは、政令で定めるところにより、当該水道水に係る水道事業の給水区域をその区域に含む都道府県に対し、当該水道原水の水質の保全に資する水道原水水質保全事業の実施を促進することを要請することができる。

(規制等の内容)

- 「水道事業者等の要請等」において、「水道法第四条第一項各号に掲げる要件のいずれかを満たさなくなるおそれがある場合」が掲げられており、水道水質基準の 50 項目が対象となる。

3 特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法

(法の目的)

- 浄水操作に伴い副次的に生成する物質(トリハロメタン等)にかかる障害を防止する上で、水道水源水域の水質の保全を図ることが重要であることに鑑み、基本方針を定めるとともに、水質保全計画の策定、指定地域における事業の実施、規制等の措置を総合的かつ計画的に講ずることにより水道水源水域の水質を保全することを目的としている。

(概要)

- 環境大臣が都道府県知事からの申出に基づき、①副次的に生成する物質による障害が生ずるおそれがあると認められるものであって、②水道事業者の措置で障害を防止することが困難であり、かつ、③施策を総合的・計画的に講ずる必要があると認められる地域を指定水域として指定。また、指定水域の水質汚濁に関係がある地域を指定地域として指定。
- 都道府県知事は、指定水域の水質の保全のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、指定水域の水質の保全に関する目標、事業、規制その他の措置等実施すべき施策に関する水質保全計画を策定。
- 指定水域の水質の汚濁の防止のための規制については、都道府県知事は、水道水源特定事業場に関し、トリハロメタン等の生成の原因となる物質に係る排水基準等を定めるとともに、これらの基準を遵守していないと認めるときは、その施設の設置者に対して必要な措置をとるべきことを勧告することができ、及びその勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。
- 勧告に係る措置をとるべき旨の命令に違反した場合には、罰則が科せられる。

(法の背景)

- トリハロメタンは、公共用水域においては有害でない有機物が水道原水の浄水過程で注入される塩素と化学反応を起こすことにより生成するものであること、水道水中のトリハロメタン濃度は、塩素注入量の制御等浄水場における対策を実施することによりある程度低減することができること、また、水道法上、水道事業者は水道水質基準に合致した水道水を供給する義務を負っていることからすれば、トリハロメタン対策は、まず浄水場において必要な措置が講じられることが原則。
- しかしながら、水道水中のトリハロメタン濃度が水道水質基準を超え、また、超えるおそれがあるにもかかわらず、一部の浄水場において、現在の技術的な措置のみでは対応できず、対策が限界に達している状況にあり、トリハロメタンによる水道利水障害を防止するため、水道水源として利用されている公共用水域の水質の保全について特別の対策が求められるに至っている状況を受け、法案が提出された。

(法の施行状況)

- 現在、水道水質の保全については、水道事業者においてオゾン処理、活性炭処理等の高度浄水処理を導入することにより取り組まれており、指定水域は指定されていない。

(規制等の内容)

- 浄水処理に伴い副次的に生成する物質であって人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものとして政令で定めるもの（水道水質基準 50 項目のうちの 4 項目）

項目	基準値
クロロホルム	0.06 mg/L
ブロモジクロロメタン	0.03 mg/L
ジブロモクロロメタン	0.1 mg/L
ブロモホルム	0.09 mg/L

4 水質汚濁防止法

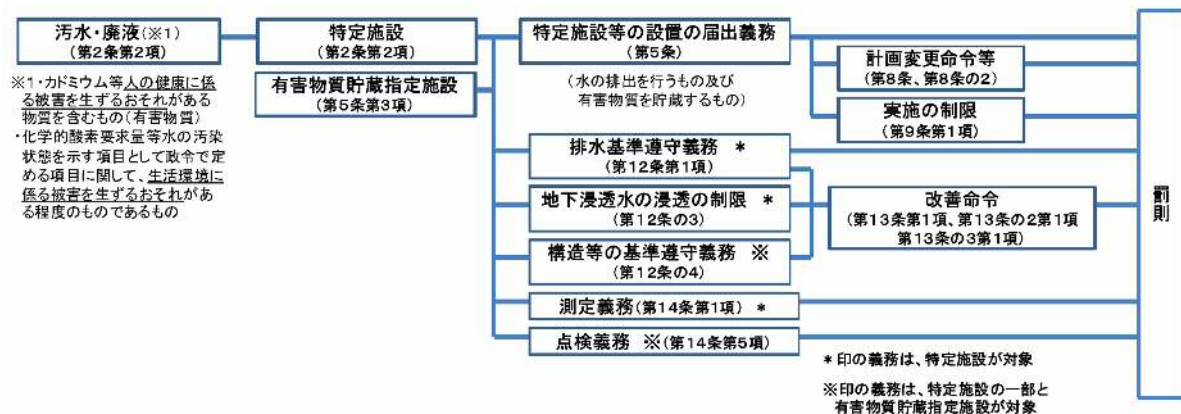
(1) 排出水に係る規制について

(法の目的)

- 工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁（水質以外の水の状態が悪化することを含む。以下同じ。）の防止を図り、もって国民の健康を保護するとともに生活環境を保全し、並びに工場及び事業場から排出される汚水及び廃液に関して人の健康に係る被害が生じた場合における事業者の損害賠償の責任について定めることにより、被害者の保護を図ることを目的とする。

(概要)

- 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質（以下「有害物質」という。）を含む、又は、水の汚染状態を示す項目であって、生活環境に係る被害を生ずるおそれがある程度のも（いわゆる「生活環境項目」）である廃液を排出する施設を設置している事業場からの排出水について規制を行っている。
- 有害物質又は生活環境項目を含む汚水・廃液を排出する特定施設を設置する者は、①特定施設の設置の届出義務、②排水基準の遵守義務、③地下浸透水の排出の制限、④測定義務が課せられる。
- また、有害物質については、これに加え、有害物質を製造、貯蔵、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）を設置する者は、①有害物質使用特定施設の設置の届出義務、②有害物質使用特定施設に係る構造基準等の遵守義務、③排出水の汚染状態の点検義務等が課せられる。
- これらの義務に関し、排水基準の遵守義務、測定義務、点検義務に関しては、違反した場合、直罰という強い罰則が科せられる。



(規制の対象となる汚水・廃液)

- 「有害物質」として 28 項目が指定されており、対象物質は、人の健康の保護に関する環境基準が定められている物質となっている。
- 「生活環境項目」としては、BOD、COD など水質の汚濁状況を示す項目や銅含有量、クロム含有量、亜鉛含有量など、水道への影響、漁業及び農作物被害の防止等の観点から指定されている項目など 15 項目が指定されている。
- 排水基準の値は環境基準値の原則として 10 倍の値として定められている。
- なお、ヘキサメチレンテトラミンは、排水規制等が課せられる物質に指定されていない。

有害物質の種類と許容限度

有害物質の種類	許容限度
カドミウム及びその化合物	一リットルにつきカドミウム〇・一ミリグラム
シアン化合物	一リットルにつきシアン一ミリグラム
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	一リットルにつき一ミリグラム
鉛及びその化合物	一リットルにつき鉛〇・一ミリグラム
六価クロム化合物	一リットルにつき六価クロム〇・五ミリグラム
砒素及びその化合物	一リットルにつき砒素〇・一ミリグラム
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	一リットルにつき水銀〇・〇〇五ミリグラム
アルキル水銀化合物	検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	一リットルにつき〇・〇〇三ミリグラム
トリクロロエチレン	一リットルにつき〇・三ミリグラム
テトラクロロエチレン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
ジクロロメタン	一リットルにつき〇・二ミリグラム
四塩化炭素	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
一・二—ジクロロエタン	一リットルにつき〇・〇四ミリグラム
一・一—ジクロロエチレン	一リットルにつき一ミリグラム
シス—一・二—ジクロロエチレン	一リットルにつき〇・四ミリグラム
一・一・一—トリクロロエタン	一リットルにつき三ミリグラム
一・一・二—トリクロロエタン	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
一・三—ジクロロプロペン	一リットルにつき〇・〇二ミリグラム
チウラム	一リットルにつき〇・〇六ミリグラム
シマジン	一リットルにつき〇・〇三ミリグラム
チオベンカルブ	一リットルにつき〇・二ミリグラム
ベンゼン	一リットルにつき〇・一ミリグラム
セレン及びその化合物	一リットルにつきセレン〇・一ミリグラム
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきほう素一〇ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきほう素二〇三ミリグラム
ふつ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの一リットルにつきふつ素八ミリグラム 海域に排出されるもの一リットルにつきふつ素一五ミリグラム
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	一リットルにつきアンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量一〇〇ミリグラム
一・四—ジオキサン	一リットルにつき〇・五ミリグラム

生活環境項目の種類と許容限度

生活環境項目の種類	許容限度
水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるもの五・八以上八・六以下、海域に排出されるもの五・〇以上九・〇以下
生物学的酸素要求量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
化学的酸素要求量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	一六〇(日間平均一二〇)
浮遊物質(単位 ーリットルにつきミリグラム)	二〇〇(日間平均一五〇)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(鉱油類含有量)(単位 ーリットルにつきミリグラム)	五
ノルマルヘキサン抽出物質含有量(動植物油類含有量)(単位 ーリットルにつきミリグラム)	三〇
フェノール類含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	五
銅含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	三
亜鉛含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	二
溶解性鉄含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	一〇
溶解性マンガン含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	一〇
クロム含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	二
大腸菌群数(単位 ー立方センチメートルにつき個)	日間平均三、〇〇〇
窒素含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	一二〇(日間平均六〇)
燐含有量(単位 ーリットルにつきミリグラム)	一六(日間平均八)

(2) 事故時の措置について

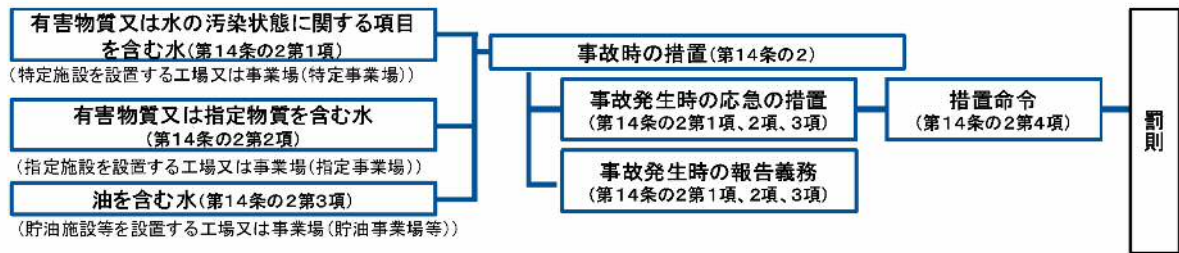
(規制の概要)

- 施設の破損などの事故が発生し、施設から「有害物質」、「生活環境項目」、「指定物質」、「油」を含む水が公共用水域等に排出され、人の健康や生活環境に被害を生ずるおそれがあるときは、応急の措置を講ずるとともに都道府県知事に届出しなければならない。
- また、都道府県知事は、特定事業場、指定事業場の設置者等が、応急の措置を講じていないと認めるときは、これらの者に対し、応急の措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 事故時の措置については、応急の措置を講ずべき旨の命令に違反した場合に、罰則が科せられる。

(指定物質の対象項目)

- 「指定物質」は公共用水域に多量に排出されることにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質と規定されている。
- 対象となる施設は、指定物質を製造、貯蔵、使用又は処理する施設となっている。
- 「水質汚濁防止法に基づく事故時の措置及びその対象物質について」(平成 23 年 2 月中央環境審議会答申)において、指定物質の選定の項目として、「排水基準」、「環境基準」、「要監視項目」、「水道水質基準」、「水質管理目標設定項目」、「事件事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目」が位置づけられており、現在、55 項目が指定されている。

- 「事故事例が確認された項目のうち、水環境に影響を及ぼすことが予想される項目」については、平成 23 年 2 月中央環境審議会答申において、「指定物質に指定することで、事業者には注意を促す効果もあることから、事故を起こしやすい物質として、過去の事故事例も参考とすることが適切であると考えられる」とされている。
- なお、ヘキサメチレントラミンは指定物質に指定されていない。



物質番号	物質名	CAS 番号
1	ホルムアルデヒド	50-00-0
2	ヒドラジン	7803-57-8
3	ヒドロキシルアミン	7803-49-8
4	過酸化水素	7722-84-1
5	塩化水素	7647-01-0
6	水酸化ナトリウム	1310-73-2
7	アクリロニトリル	107-13-1
8	水酸化カリウム	1310-58-3
9	アクリルアミド	79-06-1
10	アクリル酸	79-10-7
11	次亜塩素酸ナトリウム	7681-52-9
12	二硫化炭素	75-15-0
13	酢酸エチル	141-78-6
14	メチル-tert-ブチルエーテル	1634-04-4
15	硫酸	7664-93-9
16	ホスゲン	75-44-5
17	1,2-ジクロロプロパン	78-87-5
18	クロルスルホン酸	7790-94-5
19	塩化チオニル	7719-09-7
20	クロロホルム	67-66-3
21	硫酸ジメチル	77-78-1
22	クロルピクリン	76-06-2
23	ジクロロボス (DDVP)	62-73-7
24	エストックス (ESP)	2674-91-1
25	トルエン	108-88-3
26	エピクロロヒドリン	106-89-8
27	スチレン	100-42-5
28	キシレン	1330-20-7
29	p-ジクロロベンゼン	106-46-7

物質番号	物質名	CAS 番号
30	フェノブカルブ (BPMC)	3766-81-2
31	プロピザミド	23950-58-5
32	クロロタロニル (TPN)	1897-45-6
33	フェニトロチオン (MEP)	122-14-5
34	イプロベンホス (IBP)	26087-47-8
35	イソプロチオラン	50512-35-1
36	ダイアジノン	333-41-5
37	イソキサチオン	18854-01-8
38	クロルニトロフェン (CNP)	1836-77-7
39	クロルピリホス	2921-88-2
40	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	117-81-7
41	アラニカルブ	83130-01-2
42	クロルデン	57-74-9
43	臭素	7726-95-6
44	アルミニウム及びその化合物	
45	ニッケル及びその化合物	
46	モリブデン及びその化合物	
47	アンチモン及びその化合物	
48	塩素酸及びその塩類	
49	臭素酸及びその塩類	
50	クロム及びその化合物 (6価クロム化合物を除く)	
51	マンガン及びその化合物	
52	鉄及びその化合物	
53	銅及びその化合物	
54	亜鉛及びその化合物	
55	フェノール類及びその塩類	

5 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(法の目的)

- 廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としている。

(産業廃棄物)

- 廃棄物とは汚物又は不要物であつて固形状又は液状のものをいい、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち一定の要件に該当するもの等を産業廃棄物とし、それ以外の廃棄物を一般廃棄物としている。

(特別管理産業廃棄物)

- 産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するものを特別管理産業廃棄物とし、より厳重な管理を行うこととしている。

(産業廃棄物処理基準)

- 産業廃棄物の処理は、排出した事業者が行うこととされており、その際の基準として産業廃棄物処理基準が定められている。
- 処理基準は、収集運搬、処分、埋立処分についてそれぞれ定められており、廃棄物の飛散・流出の防止や、生活環境保全上の支障が生じないように処理を行う等の一般的な基準のほか、方法ごとに具体的な基準が定められている。

(産業廃棄物委託基準)

- 産業廃棄物を排出した事業者が、産業廃棄物の処理を他者に委託する場合には、委託基準に従うこととされている。
- 委託基準では、委託先が都道府県知事から産業廃棄物処理業の許可を受けた者等であること、委託契約は書面により行い、所定の事項を記載するとともに、所定の書類を添付すること等が定められている。

※記載事項（抜粋）

- 委託する産業廃棄物の種類及び数量
- 処分又は再生の場所の所在地、その処分又は再生の方法及びその処分又は再生に係る施設の処理能力
- 産業廃棄物に係る最終処分の場所の所在地、最終処分の方法及び最終処分に係る施設の

処理能力

○ その他

- ・ 性状及び荷姿に関する事項
- ・ 通常の保管状況の下での腐敗、揮発等当該産業廃棄物の性状の変化に関する事項
- ・ 他の廃棄物との混合等により生ずる支障に関する事項
- ・ その他当該産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項

- 産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処理業者が行うことが多く、排出事業者から処理業者に対し情報提供を行うことによって、適切な処理を確保することとしている。
- この情報提供の参考として、「廃棄物情報の提供に関するガイドライン—WDS ガイドライン—」が策定されており、廃棄物の適正な処理に必要な廃棄物情報を具体化・明確化するとともに、情報提供の方法を例示している。

(産業廃棄物処理業者)

- 産業廃棄物の収集運搬、処分を業として行おうとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならない。
- 産業廃棄物処理業者に対する許可は、都道府県知事のほか、政令指定都市・中核市等の長も権限を有している。

6 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRTR 法）
（制度の目的）

- PRTR 制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質について、事業所からの環境（大気、水、土壌）への排出量及び廃棄物に含まれての事業所外への移動量を、事業者が自ら把握し国に対して届け出るとともに、国は届出データや推計に基づき、排出量・移動量を集計し、公表する制度である。平成 13 年 4 月から実施。

（事業者による化学物質の排出量等の把握と届出）

- 事業者は、個別事業所ごとに化学物質の環境への排出量・移動量を把握し、都道府県経由で国（事業所管大臣）に届け出なければならない。
- 営業秘密に係る部分は、直接事業所管大臣へ届け出ることとしている。

（国における届出事項の受理・集計・公表）

- 事業所管大臣は、届け出られた情報について、環境大臣及び経済産業大臣へ通知する。
- 経済産業省及び環境省は共同で、届け出られた情報を電子ファイル化し、物質ごとに、業種別、地域別等に集計・公表するとともに、事業所管大臣及び都道府県に通知する。
- 事業所管大臣及び都道府県は、通知された事業所ごとの情報をもとに、事業者や地域のニーズに応じ集計・公表することができる。
- 経済産業省及び環境省は共同で、本法の届出義務対象外の排出源（家庭、農地、自動車等）からの排出量を推計して集計し、併せて公表する。

（データの利用）

- 国（経済産業大臣、環境大臣及び事業所管大臣）は、国民からの請求があった場合は、個別事業所の届出データを開示する。
- 国は PRTR の集計結果等を踏まえて環境モニタリング調査及び人の健康等への影響に関する調査を実施する。

（対象物質）

- PRTR 制度の対象物質である第一種指定化学物質（462 物質）を別表に示す。

P R T R法に基づく第1種指定化学物質462物質（名称の後の*：特定第1種指定化学物質（12物質））

1 亜鉛の水溶性化合物	25 4-アミノ-6-ターシャリー ブチル-3-メチルチオ-1, 2, 4-トリアジン-5 (4H) -オン (別名メトリブジン)	42 2-イミダゾリジンチオン	エーテル	76 イブシロン-カプロラクタム	アジナム)
2 アクリルアミド		43 1, 1' - [イミノジ (オクタメ チレン)] ジグアニジン (別名イミノ クタジン)	59 エチレンジアミン	77 カルシウムシアナミド	96 1- ((2- [2-クロロ-4- (4-クロロフェノキシ) フェニル] -4-メチル-1, 3-ジオキソラ ン-2-イル) メチル) -1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名ジフェ ノコナゾール)
3 アクリル酸エチル	26 3-アミノ-1-プロペン	44 インジウム及びその化合物	60 エチレンジアミン四酢酸	78 2, 4-キシレノール	
4 アクリル酸及びその水溶性塩			61 N, N' -エチレンビス (ジチオ カルバミン酸) マンガン (別名マン ネブ)	79 2, 6-キシレノール	
5 アクリル酸2- (ジメチルアミノ) エチル	27 4-アミノ-3-メチル-6- フェニル-1, 2, 4-トリアジン -5 (4H) -オン (別名メタミト ロン)	45 エタンチオール	62 N, N' -エチレンビス (ジチオ カルバミン酸) マンガンとN, N' -エチレンビス (ジチオカルバミン 酸) 亜鉛の錯化合物 (別名マンコゼ ブ又はマンゼブ)	80 キシレン	
6 アクリル酸2-ヒドロキシエチル	28 アリルアルコール	46 エチル=2- [4- (6-クロロ -2-キノキサリニルオキシ) フェ ノキシ] プロピオナート (別名ギザ ロホップエチル)		81 キノリン	97 1-クロロ-2- (クロロメチ ル) ベンゼン
7 アクリル酸ノルマル-ブチル	29 1-アリルオキシ-2, 3-エポ キシプロパン	47 O-エチル=O- (6-ニトロ- メタ-トリル) =セカンダリー-ブチ ルホスホルアミドチオアート (別名 ブタミホス)	63 1, 1' -エチレン-2, 2' - ピピリジニウム=ジプロミド (別名 ジクアトジプロミド又はジクワッ ト)	82 銀及びその水溶性化合物	98 クロロ酢酸
8 アクリル酸メチル		48 O-エチル=O-4-ニトロフ ェニル=フェニルホスチオアート (別名E P N)	64 2- (4-エトキシフェニル) - 2-メチルプロピル=3-フェノキ シベンジルエーテル (別名エトフェ ンブロックス)	83 クメン	99 クロロ酢酸エチル
9 アクリロニトリル	30 直鎖アルキルベンゼンスルホン 酸及びその塩 (アルキル基の炭素数 が10から14までのもの及びその 混合物に限る。)	49 N- (1-エチルプロピル) -2, 6-ジニトロ-3, 4-キシリジン (別名ベンディメタリン)	65 エピクロロヒドリン	84 グリオキサール	100 2-クロロ-2', 6' -ジエチ ル-N- (2-プロポキシエチル) アセトアニリド (別名プレチラクロ ール)
10 アクロレイン	31 アンチモン及びその化合物	50 S-エチル=ヘキサヒドロ-1 H-アゼピン-1-カルボチオア ート (別名モリネート)	66 1, 2-エポキシブタン	85 グルタルアルデヒド	
11 アジ化ナトリウム	32 アントラセン	51 2-エチルヘキサ酸	67 2, 3-エポキシ-1-プロパノ ール	86 クレゾール	
12 アセトアルデヒド	33 石綿 *	52 エチル= (Z) -3- (N-ベン ジル-N- [[メチル (1-メチルチ オエチリデンアミノオキシカルボニ ル) アミノ] チオ) アミノ] プロピ オナート (別名アラニカルブ)	68 1, 2-エポキシプロパン (別名 酸化プロピレン)	87 クロム及び三価クロム化合物	101 2-クロロ-2', 6' -ジエチ ル-N- (メトキシメチル) アセト アニリド (別名アラクロール)
13 アセトニトリル	34 3-イソシアナトメチル-3, 5, 5-トリメチルシクロヘキシル=イ ソシアネート	53 エチルベンゼン	69 2, 3-エポキシプロピル=フェ ニルエーテル	88 六価クロム化合物 *	102 1-クロロ-2, 4-ジニトロベ ンゼン
14 アセトンシアノヒドリン	35 イソブチルアルデヒド	54 O-エチル=S-1-メチルプ ロピル= (2-オキソ-3-チアゾ リジニル) ホスホチオアート (別 名ホスチアゼート)	70 エマメクチン安息香酸塩 (別名エ マメクチンB 1 a安息香酸塩及びエ マメクチンB 1 b安息香酸塩の混合 物)	89 クロロアニリン	103 1-クロロ-1, 1-ジフルオロ エタン (別名HCFC-1 1 2 b)
15 アセナフテン	36 イソブレン	55 エチレンイミン	71 塩化第二鉄	90 2-クロロ-4-エチルアミノ -6-イソプロピルアミノ-1, 3, 5-トリアジン (別名アトラジン)	104 クロロジフルオロメタン (別名H CFC-2 2)
16 2, 2' -アゾビスイソブチロニ トリル	37 4, 4' -イソプロピリデンジフ ェノール (別名ビスフェノールA)	56 エチレンオキシド *	72 塩化パラフィン (炭素数が10か ら13までのもの及びその混合物に 限る。)	91 2- (4-クロロ-6-エチルア ミノ-1, 3, 5-トリアジン-2 -イル) アミノ-2-メチルプロピ オニトリル (別名シアナジン)	105 2-クロロ-1, 1, 1, 2-テ トラフルオロエタン (別名HCFC -1 2 4)
17 オルト-アニシジン	38 2, 2' - [イソプロピリデンピ ス [(2, 6-ジプロモ-4, 1-フ ェニレン) オキシ]] ジエタノール	57 エチレングリコールモノエチル エーテル	73 1-オクタノール	92 4-クロロ-3-エチル-1- メチル-N- [4- (パラトリルオ キシ) ベンジル] ピラゾール-5- カルボキサミド (別名トルフェンピ ラド)	106 クロロトリフルオロエタン (別名 HCFC-1 3 3)
18 アニリン	39 N-イソプロピルアミノホスホ ン酸O-エチル-O- (3-メチル -4-メチルチオフェニル) (別名フ ェナミホス)	58 エチレングリコールモノメチル	74 パラーオクチルフェノール	93 2-クロロ-2' -エチル-N- (2-メトキシ-1-メチルエチ ル) -6' -メチルアセトアニリド (別名メトラクロール)	107 クロロトリフルオロメタン (別名 CFC-1 3)
19 1-アミノ-9, 10-アントラ キノン	40 イソプロピル=2- (4-メトキ シフェニル-3-イル) ヒドラジ ノホルマート (別名ビフェナゼート)		75 カドミウム及びその化合物 *	94 クロロエチレン (別名塩化ビニ ル) *	108 (RS) -2- (4-クロロ-オ ルトトリルオキシ) プロピオン酸 (別名メコプロップ)
20 2-アミノエタノール	41 3' -イソプロポキシ-2-トリ フルオロメチルベンズアニリド (別 名フルトラニル)			95 3-クロロ-N- (3-クロロ- 5-トリフルオロメチル-2-ピリ ジル) -アルファ, アルファ, アル ファートリフルオロ-2, 6-ジニ トロ-パラトルイジン (別名フル	109 オルト-クロロトルエン
21 5-アミノ-4-クロロ-2- フェニルピリダジン-3 (2H) - オン (別名クロリダゾン)				96 1- ((2- [2-クロロ-4- (4-クロロフェノキシ) フェニル] -4-メチル-1, 3-ジオキソラ ン-2-イル) メチル) -1H-1, 2, 4-トリアゾール (別名ジフェ ノコナゾール)	110 パラークロロトルエン
22 5-アミノ-1- [2, 6-ジク ロロ-4- (トリフルオロメチル) フェニル] -3-シアノ-4- [(ト リフルオロメチル) スルフィニル] ピラゾール (別名フィプロニル)				97 1-クロロ-2- (クロロメチ ル) ベンゼン	111 2-クロロ-4-ニトロアニリ ン
23 パラーアミノフェノール				98 銀及びその水溶性化合物	
24 メターアミノフェノール				99 クロロ酢酸エチル	

- 112 2-クロロニトロベンゼン ール
- 113 2-クロロ-4, 6-ビス(エチルアミノ)-1, 3, 5-トリアジン(別名シマジン又はCAT)
- 114 (RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2, 3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1, 3-ジオン(別名インダノファン)
- 115 4-(2-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-N-エチル-4, 5-ジヒドロ-5-オキソ-1H-テトラゾール-1-カルボキサミド(別名フェントラザミド)
- 116 (4RS, 5RS)-5-(4-クロロフェニル)-N-シクロヘキシル-4-メチル-2-オキソ-1, 3-チアゾリジン-3-カルボキサミド(別名ヘキシチアゾクス)
- 117 (RS)-1-バラークロロフェニル-4, 4-ジメチル-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ペンタン-3-オール(別名テブコナゾール)
- 118 2-(4-クロロフェニル)-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ヘキサンニトリル(別名ミクロプタニル)
- 119 (RS)-4-(4-クロロフェニル)-2-フェニル-2-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イルメチル)ブチロニトリル(別名フェンブコナゾール)
- 120 オルトクロロフェノール
- 121 バラークロロフェノール
- 122 2-クロロプロピオン酸
- 123 3-クロロプロペン(別名塩化アクリル)
- 124 1-(2-クロロベンジル)-3-(1-メチル-1-フェニルエチル)ウレア(別名クミロン)
- 125 クロロベンゼン
- 126 クロロベンタフルオロエタン(別名CFC-115)
- 127 クロロホルム
- 128 クロロメタン(別名塩化メチル)
- 129 4-クロロ-3-メチルフェニル
- 130 (4-クロロ-2-メチルフェノキシ)酢酸(別名MCP又はMCPA)
- 131 3-クロロ-2-メチル-1-プロペン
- 132 コバルト及びその化合物
- 133 酢酸2-エトキシエチル(別名エチレングリコールモノエチルエーテルアセテート)
- 134 酢酸ビニル
- 135 酢酸2-メトキシエチル(別名エチレングリコールモノメチルエーテルアセテート)
- 136 サリチルアルデヒド
- 137 シアナミド
- 138 (RS)-2-シアノ-N-[(R)-1-(2, 4-ジクロロフェニル)エチル]-3, 3-ジメチルブチラミド(別名ジクロシメット)
- 139 (S)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-2, 2-ジメチル-3-(1, 2, 2, 2-テトラプロモエチル)シクロプロパンカルボキシラート(別名トラロメトリン)
- 140 (RS)-アルファーシアノ-3-フェノキシベンジル=(1R, 3S)-3-テトラメチルシクロプロパンカルボキシラート(別名フェンプロバトリン)
- 141 トランス-1-(2-シアノ-2-メトキシイミノアセチル)-3-エチルウレア(別名シモキサニル)
- 142 2, 4-ジアミノアニソール
- 143 4, 4'-ジアミノジフェニルエーテル
- 144 無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸塩を除く。)
- 145 2-(ジエチルアミノ)エタノール
- 146 O-2-ジエチルアミノ-6-メチルピリミジン-4-イル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名ピリミホスメチル)
- 147 N, N-ジエチルチオカルバミン酸S-4-クロロベンジル(別名チオベンカルブ又はベンチオカーブ)
- 148 N, N-ジエチル-3-(2, 4, 6-トリメチルフェニル)ホルニル)-1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-カルボキサミド(別名カフェンストロール)
- 149 四塩化炭素
- 150 1, 4-ジオキサソラン
- 151 1, 3-ジオキサソラン
- 152 1, 3-ジカルバモイルチオ-2-(N, N-ジメチルアミノ)プロパン(別名カルダップ)
- 153 シクロヘキサ-1-エン-1, 2-ジカルボキシミドメチル=(1RS)-シス-トランス-2, 2-ジメチル-3-(2-メチルプロパ-1-エニル)シクロプロパンカルボキシラート(別名テトラメトリン)
- 154 シクロヘキシルアミン
- 155 N-(シクロヘキシルチオ)フルイミド
- 156 ジクロロアニリン
- 157 1, 2-ジクロロエタン
- 158 1, 1-ジクロロエチレン(別名塩化ビニリデン)
- 159 シス-1, 2-ジクロロエチレン
- 160 3, 3'-ジクロロ-4, 4'-ジアミノジフェニルメタン
- 161 ジクロロジフルオロメタン(別名CFC-112)
- 162 3, 5-ジクロロ-N-(1, 1-ジメチル-2-プロピニル)ベンズアミド(別名プロピザミド)
- 163 ジクロロテトラフルオロエタン(別名CFC-114)
- 164 2, 2-ジクロロ-1, 1, 1-トリフルオロエタン(別名HCFC-113)
- 165 2, 4-ジクロロトルエン
- 166 1, 2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン
- 167 1, 4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン
- 168 3-(3, 5-ジクロロフェニル)-N-イソプロピル-2, 4-ジオキソイミダゾリジン-1-カルボキサミド(別名イプロジオン)
- 169 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1, 1-ジメチル尿素(別名ジウロン又はDCMU)
- 170 (RS)-2-(2, 4-ジクロロフェニル)-3-(1H-1, 2, 4-トリアゾール-1-イル)プロピル=1, 1, 2, 2-テトラフルオロエチル=エーテル(別名テトラコナゾール)
- 171 (2RS, 4RS)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾール及び(2RS, 4SR)-1-[2-(2, 4-ジクロロフェニル)-4-プロピル-1, 3-ジオキサソラン-2-イルメチル]-1H-1, 2, 4-トリアゾールの混合物(別名プロビコナゾール)
- 172 3-[1-(3, 5-ジクロロフェニル)-1-メチルエチル]-3, 4-ジヒドロ-6-メチル-5-フェニル-2H-1, 3-オキサジン-4-オン(別名オキサジクロメホン)
- 173 (RS)-3-(3, 5-ジクロロフェニル)-5-メチル-5-ビニル-1, 3-オキサゾリジン-2, 4-ジオン(別名ピンクロリン)
- 174 3-(3, 4-ジクロロフェニル)-1-メトキシ-1-メチル尿素(別名リニユロン)
- 175 2, 4-ジクロロフェノキシ酢酸(別名2, 4-D又は2, 4-PA)
- 176 1, 1-ジクロロ-1-フルオロエタン(別名HCFC-141b)
- 177 ジクロロフルオロメタン(別名HCFC-21)
- 178 1, 2-ジクロロプロパン
- 179 1, 3-ジクロロプロペン(別名D-D)
- 180 3, 3'-ジクロロベンジジン
- 181 ジクロロベンゼン ラチオン)
- 182 2-[4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリルオキシ]アセトフェノン(別名ピラゾキシフェン)
- 183 4-(2, 4-ジクロロベンゾイル)-1, 3-ジメチル-5-ピラゾリル=4-トルエンスルホナート(別名ピラゾレート)
- 184 2, 6-ジクロロベンゾニトリル(別名ジクロロニル又はDBN)
- 185 ジクロロベンタフルオロプロパン(別名HCFC-225)
- 186 ジクロロメタン(別名塩化メチレン)
- 187 2, 3-ジシアノ-1, 4-ジチアアントラキノ(別名ジチアノン)
- 188 N, N-ジシクロヘキシルアミン
- 189 N, N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチアゾールスルフェンアミド
- 190 ジシクロペンタジエン
- 191 1, 3-ジチオラン-2-イリデンマロン酸ジイソプロピル(別名イソプロチオラン)
- 192 ジチオリン酸O-エチル-S, S-ジフェニル(別名エディフェンホス又はEDDP)
- 193 ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-(2-エチルチオエチル)(別名エチルチオメトン又はジスルホトン)
- 194 ジチオリン酸O, O-ジエチル-S-[6-クロロ-2, 3-ジヒドロ-2-オキソベンゾオキサゾリニル]メチル(別名ホサロン)
- 195 ジチオリン酸O-2, 4-ジクロロフェニル-O-エチル-S-プロピル(別名プロチオホス)
- 196 ジチオリン酸S-(2, 3-ジヒドロ-5-メトキシ-2-オキソ-1, 3, 4-チアジアゾール-3-イル)メチル-O, O-ジメチル(別名メチダチオン又はDMTP)
- 197 ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-1, 2-ビス(エトキシカルボニル)エチル(別名マラソン又はマラチオン)
- 198 ジチオリン酸O, O-ジメチル-S-[N-メチルカルバモイル]メチル(別名ジメトエート)
- 199 ジナトリウム=2, 2'-ビニルピンス[5-(4-モルホリノ-6-アニリノ-1, 3, 5-トリアジン-2-イルアミノ)ベンゼンスルホナート](別名C I フォルレスセント260)
- 200 ジニトロトルエン
- 201 2, 4-ジニトロフェノール
- 202 ジビニルベンゼン
- 203 ジフェニルアミン
- 204 ジフェニルエーテル
- 205 1, 3-ジフェニルグアニジン
- 206 N-ジブチルアミノチオ-N-メチルカルバミン酸2, 3-ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-ベンゾ[b]フラニル(別名カルボスルファン)
- 207 2, 6-ジターシャリール-4-クロレノール
- 208 2, 4-ジターシャリール-フェノール
- 209 ジプロモクロロメタン
- 210 2, 2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド
- 211 ジプロモテトラフルオロエタン(別名ハロン-2402)
- 212 (RS)-O, S-ジメチル=アセチルホスホルアミドチオアート(別名アセフェート)
- 213 N, N-ジメチルアセトアミド
- 214 2, 4-ジメチルアニリン
- 215 2, 6-ジメチルアニリン
- 216 N, N-ジメチルアニリン
- 217 5-ジメチルアミノ-1, 2, 3-トリチアン(別名チオシクラム)
- 218 ジメチルアミン
- 219 ジメチルジスルフィド

- 220 ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩
- 221 2, 2-ジメチル-2, 3-ジヒドロ-1-ベンゾフラン-7-イル=N-[N-(2-エトキシカルボニルエチル)-N-イソプロピルシルルフェナモイル]-N-メチルカルバマート (別名ベンゾフラカルブ)
- 222 N, N-ジメチルチオカルバミン酸S-4-フェノキシブチル (別名フェノチオカルブ)
- 223 N, N-ジメチルDデシルアミン
- 224 N, N-ジメチルDデシルアミン=N-オキシド
- 225 ジメチル=2, 2, 2-トリクロロ-1-ヒドロキシエチルホスホナート (別名トリクロロホス又はDEP)
- 226 1, 1-ジメチルヒドラジン
- 227 1, 1'-ジメチル-4, 4'-ビピリジニウム=ジクロリド (別名パラコート又はパラコートジクロリド)
- 228 3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート
- 229 ジメチル=4, 4'- (オルト-フェニレン) ビス (3-チオアロファナート) (別名チオファネートメチル)
- 230 N- (1, 3-ジメチルブチル)-N'-フェニル-パラフェニレンジアミン
- 231 3, 3'-ジメチルベンジジン (別名オルトトリジン)
- 232 N, N-ジメチルホルムアミド
- 233 2- [(ジメトキシホスフィノチオイル) チオ]-2-フェニル酢酸エチル (別名フェントエート又はPAP)
- 234 臭素
- 235 臭素酸の水溶性塩
- 236 3, 5-ジヨード-4-オクタノイルオキシベンゾニトリル (別名アイオキシニル)
- 237 水銀及びその化合物
- 238 水素化テルフェニル
- 239 有機スズ化合物
- 240 スチレン
- 241 2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエステルナトリウム塩
- 242 セレン及びその化合物
- 243 ダイオキシソキソ *
- 244 2-チオキソ-3, 5-ジメチルテトラヒドロ-2H-1, 3, 5-チアジアジン (別名ダゾメット)
- 245 チオ尿素
- 246 チオフェノール
- 247 チオりん酸O-1-(4-クロロフェニル)-4-ピラゾリル-O-エチル-S-プロピル (別名ピラクロホス)
- 248 チオりん酸O, O-ジエチル-O-(2-イソプロピル-6-メチル-4-ピリミジニル) (別名ダイアジノン)
- 249 チオりん酸O, O-ジエチル-O-(3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) (別名クロルピリホス)
- 250 チオりん酸O, O-ジエチル-O-(5-フェニル-3-イソオキサゾリル) (別名イソキサチオン)
- 251 チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-ニトロフェニル) (別名フェニトロチオン又はMEP)
- 252 チオりん酸O, O-ジメチル-O-(3-メチル-4-メチルチオフェニル) (別名フェンチオン又はMP)
- 253 チオりん酸O-4-ブromo-2-クロロフェニル-O-エチル-S-プロピル (別名プロフェノホス)
- 254 チオりん酸S-ベンジル-O, O-ジイソプロピル (別名イプロベンホス又はIBP)
- 255 デカブromोजフェニルエーテル
- 256 デカン酸
- 257 デシルアルコール (別名デカノール)
- 258 1, 3, 5, 7-テトラアザトリシクロ [3. 3. 1. 1 (3, 7)] デカン (別名ヘキサメチレンテトラミン)
- 259 テトラエチルチウラムジスルフィド (別名ジスルフィラム)
- 260 テトラクロロイソフタロニトリル (別名クロタロニル又はTPN)
- 261 4, 5, 6, 7-テトラクロロイソベンゾフラン-1 (3H) -オン (別名フサライト)
- 262 テトラクロロエチレン
- 263 テトラクロロジフルオロエタン (別名CFC-112)
- 264 2, 3, 5, 6-テトラクロロ-パラ-ベンゾキノ
- 265 テトラヒドロメチル無水フタル酸
- 266 2, 3, 5, 6-テトラフルオロ-4-メチルベンジル= (Z) -3-(2-クロロ-3, 3, 3-トリフルオロ-1-プロペニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名テフルトリン)
- 267 3, 7, 9, 13-テトラメチル-5, 11-ジオキサー-2, 8, 14-トリチア-4, 7, 9, 12-テトラアザペンタデカ-3, 12-ジエン-6, 10-ジオン (別名チオジカルブ)
- 268 テトラメチルチウラムジスルフィド (別名チウラム又はチラム)
- 269 3, 7, 11, 15-テトラメチルヘキサデカ-1-エン-3-オール (別名イソフィトール)
- 270 テレフタル酸
- 271 テレフタル酸ジメチル
- 272 銅水溶性塩 (錯塩を除く。)
- 273 1-ドデカノール (別名ノルマル-ドデシルアルコール)
- 274 ターシャリドデカンチオール
- 275 ドデシル硫酸ナトリウム
- 276 3, 6, 9-トリアザウンデカン-1, 11-ジアミン (別名テトラエチレンペンタミン)
- 277 トリエチルアミン
- 278 トリエチレンテトラミン
- 279 1, 1, 1-トリクロロエタン
- 280 1, 1, 2-トリクロロエタン
- 281 トリクロロエチレン
- 282 トリクロロ酢酸
- 283 2, 4, 6-トリクロロ-1, 3, 5-トリアジン
- 284 トリクロロトリフルオロエタン (別名CFC-113)
- 285 トリクロロニトロメタン (別名クロピクリン)
- 286 (3, 5, 6-トリクロロ-2-ピリジル) オキシ酢酸 (別名トリクロピル)
- 287 2, 4, 6-トリクロロフェノール
- 288 トリクロロフルオロメタン (別名CFC-111)
- 289 1, 2, 3-トリクロロプロパン
- 290 トリクロロベンゼン
- 291 1, 3, 5-トリリス (2, 3-エポキシプロピル)-1, 3, 5-トリアジン-2, 4, 6 (1H, 3H, 5H) -トリオン
- 292 トリブチルアミン
- 293 アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-N, N-ジプロピル-パラ-トルイジン (別名トリフルラリン)
- 294 2, 4, 6-トリブromofenol
- 295 3, 5, 5-トリメチル-1-ヘキサノール
- 296 1, 2, 4-トリメチルベンゼン
- 297 1, 3, 5-トリメチルベンゼン
- 298 トリレンジイソシアネート
- 299 トルイジン
- 300 トルエン
- 301 トルエンジアミン
- 302 ナフタレン
- 303 1, 5-ナフタレンジイル=ジイソシアネート
- 304 鉛
- 305 鉛化合物 *
- 306 ニアクリル酸ヘキサメチレン
- 307 二塩酸化ジルコニウム
- 308 ニッケル
- 309 ニッケル化合物 *
- 310 ニトリロ三酢酸
- 311 オルト-ニトロアニソール
- 312 オルト-ニトロアニリン
- 313 ニトログリセリン
- 314 パラ-ニトロクロロベンゼン
- 315 オルト-ニトロトルエン
- 316 ニトロベンゼン
- 317 ニトロメタン
- 318 二硫化炭素
- 319 1-ノナノール (別名ノルマル-ノニルアルコール)
- 320 ノニルフェノール
- 321 バナジウム化合物
- 322 5' - [N, N-ビス (2-アセチルオキシエチル) アミノ] -2' - (2-プロモ-4, 6-ジニトロフェニル) -4' -メトキシアセトアニリド
- 323 2, 4-ビス (エチルアミノ) -6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン (別名シメトリン)
- 324 1, 3-ビス [(2, 3-エポキシプロピル) オキシ] ベンゼン
- 325 ビス (8-キノリノラト) 銅 (別名オキシ銅又は有機銅)
- 326 3, 6-ビス (2-クロロフェニル) -1, 2, 4, 5-テトラジン (別名クロフェンチジン)
- 327 1, 2-ビス (2-クロロフェニル) ヒドラジン
- 328 ビス (N, N' -ジメチルジチオカルバミン酸) 亜鉛 (別名ジラム)
- 329 ビス (N, N-ジメチルジチオカルバミン酸) N, N' -エチレンビス (チオカルボニルチオ亜鉛) (別名ポリカーバマート)
- 330 ビス (1-メチル-1-フェニルエチル) =ペルオキシド
- 331 S, S-ビス (1-メチルプロピル) =O-エチル=ホスホロジチオアート (別名カズサホス)
- 332 砒素及びその無機化合物 *
- 333 ヒドラジン
- 334 4-ヒドロキシ安息香酸メチル
- 335 N-(4-ヒドロキシフェニル) アセトアミド
- 336 ヒドロキノ
- 337 4-ピニル-1-シクロヘキセン
- 338 2-ピニルピリジン
- 339 N-ピニル-2-ピロリドン
- 340 ピフェニル
- 341 ピペラジン
- 342 ピリジン
- 343 ピロカテコール (別名カテコール)
- 344 フェニルオキシラン
- 345 フェニルヒドラジン
- 346 2-フェニルフェノール
- 347 N-フェニルマレイミド
- 348 フェニレンジアミン
- 349 フェノール
- 350 3-フェノキシベンジル=3-(2, 2-ジクロロピニル)-2, 2-ジメチルシクロプロパンカルボキシラート (別名ペルメトリン)
- 351 1, 3-ブタジエン *
- 352 フタル酸ジアリル
- 353 フタル酸ジエチル

- 354 フタル酸ジ-ノルマル-ブチル エノキシ) シクロヘキシル=2-ブ
ロビニル=スルフィット (別名プロ
バルギット又はBPPS)
- 355 フタル酸ビス(2-エチルヘキシ
ル)
- 356 フタル酸ノルマル-ブチル=ベ
ンジル
- 357 2-ターシャリーブチルイミノ
-3-イソプロピル-5-フェニル
テトラヒドロ-4H-1, 3, 5-
チアジアジジン-4-オン (別名プロ
ロフェジン)
- 358 N-ターシャリーブチル-N' -
(4-エチルベンゾイル) -3, 5-
ジメチルベンゾヒドラジド (別名
テブフェノジド)
- 359 ノルマル-ブチル-2, 3-エポ
キシプロピルエーテル
- 360 N-[1-(N-ノルマル-ブチ
ルカルバモイル) -1H-2-ベン
ゾイミダゾール] カルバミン酸メチ
ル (別名ベノミル)
- 361 ブチル=(R) -2-[4-(4-
シアノ-2-フルオロフェノキ
シ) フェノキシ] プロピオナート (別
名シハロホップブチル)
- 362 1-ターシャリーブチル-3-
(2, 6-ジイソプロピル-4-フ
ェノキシフェニル) チオ尿素 (別名
ジアフェンチウロン)
- 363 5-ターシャリーブチル-3-
(2, 4-ジクロロ-5-イソプロ
ポキシフェニル) -1, 3, 4-オ
キサジアゾール-2 (3H) -オン
(別名オキサジアゾン)
- 364 ターシャリーブチル=4-
([[(1, 3-ジメチル-5-フェノ
キシ-4-ピラゾリル) メチリデン]
アミノオキシ] メチル) ベンゾア
ート (別名フェンピロキシメート)
- 365 ブチルヒドロキシアニソール (別
名BHA)
- 366 ターシャリーブチル=ヒドロペ
ルオキシド
- 367 オルト-セカンダリーブチルフ
ェノール
- 368 4-ターシャリーブチルフェノ
ール
- 369 2-(4-ターシャリーブチル
- 370 2-ターシャリーブチル-5-
(4-ターシャリーブチルベンジル
チオ) -4-クロロ-3 (2H) -
ピリダジノン (別名ピリダベン)
- 371 N-(4-ターシャリーブチルベ
ンジル) -4-クロロ-3-エチル
-1-メチルピラゾール-5-カル
ボキサミド (別名テブフェンピラト)
- 372 N-(ターシャリーブチル) -2-
ベンゾチアゾールスルフェンアミ
ド
- 373 2-ターシャリーブチル-5-
メチルフェノール
- 374 ふつ化水素及びその水溶性塩
- 375 2-ブテナール
- 376 N-ブトキシメチル-2-クロ
ロ-2', 6'-ジエチルアセトアニ
リド (別名ブタクロール)
- 377 フラン
- 378 N, N' -アロピレンビス(ジチ
オカルバミン酸) と亜鉛の重合物 (別
名プロビネブ)
- 379 2-プロピル-1-オール
- 380 プロモクロロジフルオロメタン
(別名ハロン-1211)
- 381 プロモジクロロメタン
- 382 プロモトリフルオロメタン (別名
ハロン-1301)
- 383 5-ブプロモ-3-セカンダリー
ブチル-6-メチル-1, 2, 3,
4-テトラヒドロピリミジン-2,
4-ジオン (別名プロマシル)
- 384 1-ブプロモパン
- 385 2-ブプロモパン *
- 386 プロモメタン (別名臭化メチル)
- 387 ヘキサキス(2-メチル-2-フ
ェニルプロピル) ジスタノキサン (別
名酸化フェンブタス)
- 388 6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘ
キサクロ-1, 5, 5a, 6, 9,
9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタ
- 389 ヘキサデシルトリメチルアンモ
ニウム=クロリド
- 390 ヘキサメチレンジアミン
- 391 ヘキサメチレン=ジイソシアネ
ート
- 392 ノルマル-ヘキサノ
- 393 ベタナフトール
- 394 ベリリウム及びその化合物 *
- 395 ベルオキシ二硫酸の水溶性塩
- 396 ペルフルオロ(オクタン-1-ス
ルホン酸) (別名PFOS)
- 397 ベンジリジンはトリクロリド *
- 398 ベンジル=クロリド (別名塩化ベ
ンジル)
- 399 ベンズアルデヒド
- 400 ベンゼン *
- 401 1, 2, 4-ベンゼントリカルボ
ン酸1, 2-無水物
- 402 2-(2-ベンゾチアゾリルオキ
シ)-N-メチルアセトアニリド (別
名メフェナセット)
- 403 ベンゾフェノン
- 404 ベンタクロロフェノール
- 405 ほう素化合物
- 406 ポリ塩化ビフェニル (別名PC
B)
- 407 ポリ(オキシエチレン) =アルキ
ルエーテル (アルキル基の炭素数が
12から15までのもの及びその混
合物に限る。)
- 408 ポリ(オキシエチレン) =オクチ
ルフェニルエーテル
- 409 ポリ(オキシエチレン) =ドデシ
ルエーテル硫酸エステルナトリウム
- 410 ポリ(オキシエチレン) =ノニル
フェニルエーテル
- 411 ホルムアルデヒド *
- 412 マンガン及びその化合物
- 413 無水フタル酸
- 414 無水マレイン酸
- 415 メタクリル酸
- 416 メタクリル酸2-エチルヘキシ
ル
- 417 メタクリル酸2, 3-エポキシプ
ロピル
- 418 メタクリル酸2-(ジメチルアミ
ノ) エチル
- 419 メタクリル酸ノルマル-ブチル
- 420 メタクリル酸メチル
- 421 4-メチリデンオキセタン-2-
オン
- 422 (Z) -2'-メチルアセトフェ
ノン=4, 6-ジメチル-2-ビリ
ミジニルヒドラゾン (別名フェリム
ゾン)
- 423 メチルアミン
- 424 メチル=イソチオシアネート
- 425 N-メチルカルバミン酸2-イ
ソプロピルフェニル (別名イソプロ
カルブ又はMIPC)
- 426 N-メチルカルバミン酸2, 3-
ジヒドロ-2, 2-ジメチル-7-
ベンゾ [b] フラニル (別名カルボ
フラン)
- 427 N-メチルカルバミン酸1-ナ
フチル (別名カルバリル又はNAC)
- 428 N-メチルカルバミン酸2-s
e c-ブチルフェニル (別名フェノ
ブカルブ又はBPMC)
- 429 メチル=3-クロロ-5-(4,
6-ジメトキシ-2-ビリミジニル
カルバモイルスルファモイル) -1-
メチルピラゾール-4-カルボキ
シラート (別名ハロスルフロメチ
ル)
- 430 メチル=(S) -7-クロロ-2,
3, 4a, 5-テトラヒドロ-2-
[メトキシカルボニル(4-トリフ
ルオロメトキシフェニル) カルバモ
イル] インデノ [1, 2-e] [1,
3, 4] オキサジアジン-4a-カ
ルボキシラート (別名インドキサカ
- 431 メチル=(E) -2-[2-[6
-(2-シアノフェノキシ) ピリミ
ジン-4-イルオキシ] フェニル]
-3-メトキシアクリラート (別名
アゾキシストロビン)
- 432 3-メチル-1, 5-ジ(2, 4-
キシリル) -1, 3, 5-トリア
ザベンター-1, 4-ジエン (別名ア
ミトラス)
- 433 N-メチルジチオカルバミン酸
(別名カーバム)
- 434 メチル-N', N' -ジメチル-
N-[(メチルカルバモイル) オキシ]
-1-チオオキサムイミデート (別
名オキサミル)
- 435 メチル=2-(4, 6-ジメトキ
シ-2-ビリミジニルオキシ) -6-
-[1-(メトキシイミノ) エチル]
ベンゾアート (別名ビリミノバック
メチル)
- 436 アルファ-メチルスチレン
- 437 3-メチルチオプロパナール
- 438 メチルナフタレン
- 439 3-メチルピリジン
- 440 1-メチル-1-フェニルエチ
ル=ヒドロベルオキシド
- 441 2-(1-メチルプロピル)-4,
6-ジニトロフェノール
- 442 2-メチル-N-[3-(1-メ
チルエトキシ) フェニル] ベンズア
ミド (別名メブニコル)
- 443 S-メチル-N-(メチルカルバ
モイルオキシ) チオアセトイミダ
ート (別名メソミル)
- 444 メチル=(E) -メトキシイミノ
-(2-[[(E) -1-[3-(ト
リフルオロメチル) フェニル] エチ
リデン] アミノ] オキシ] メチル]
フェニル) アセタート (別名トリフ
ロキシストロビン)
- 445 メチル=(E) -メトキシイミノ
[2-(オルトトリルオキシメチ
ル) フェニル] アセタート (別名ク
レンシキムメチル)
- 446 4, 4'-メチレンジアニリン
- 447 メチレンビス(4, 1-シクロヘ
キシレン) =ジイソシアネート
- 448 メチレンビス(4, 1-フェニレ
ン) =ジイソシアネート
- 449 3-メトキシカルボニルアミノ
フェニル=3'-メチルカルバニラ
ート (別名フェンメディファム)
- 450 N-(6-メトキシ-2-ビリジ
ル) -N-メチルチオカルバミン酸
O-3-ターシャリーブチルフェニ
ル (別名ビリブチカルブ)
- 451 2-メトキシ-5-メチルアニ
リン
- 452 2-メルカプトベンゾチアゾ
ール
- 453 モリブデン及びその化合物
- 454 2-(ホルリノジチオ) ベンゾ
チアゾール
- 455 モルホリン
- 456 りん化アルミニウム
- 457 りん酸ジメチル=2, 2-ジクロ
ロビニル (別名ジクロロボス又はD
DVP)
- 458 りん酸トリス(2-エチルヘキシ
ル)
- 459 りん酸トリス(2-クロロエチ
ル)
- 460 りん酸トリトリル
- 461 りん酸トリフェニル
- 462 りん酸トリノルマル-ブチル